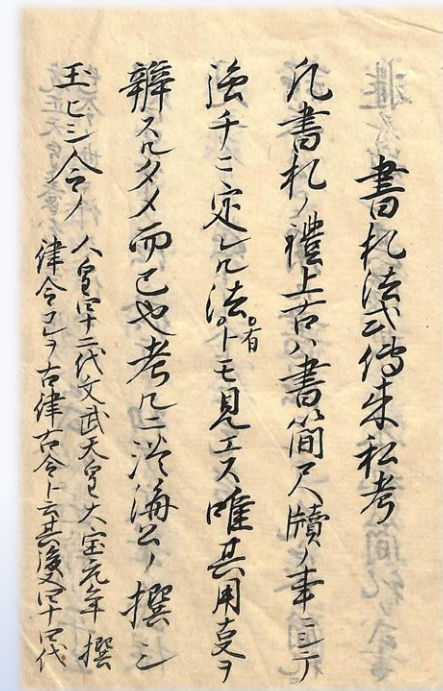
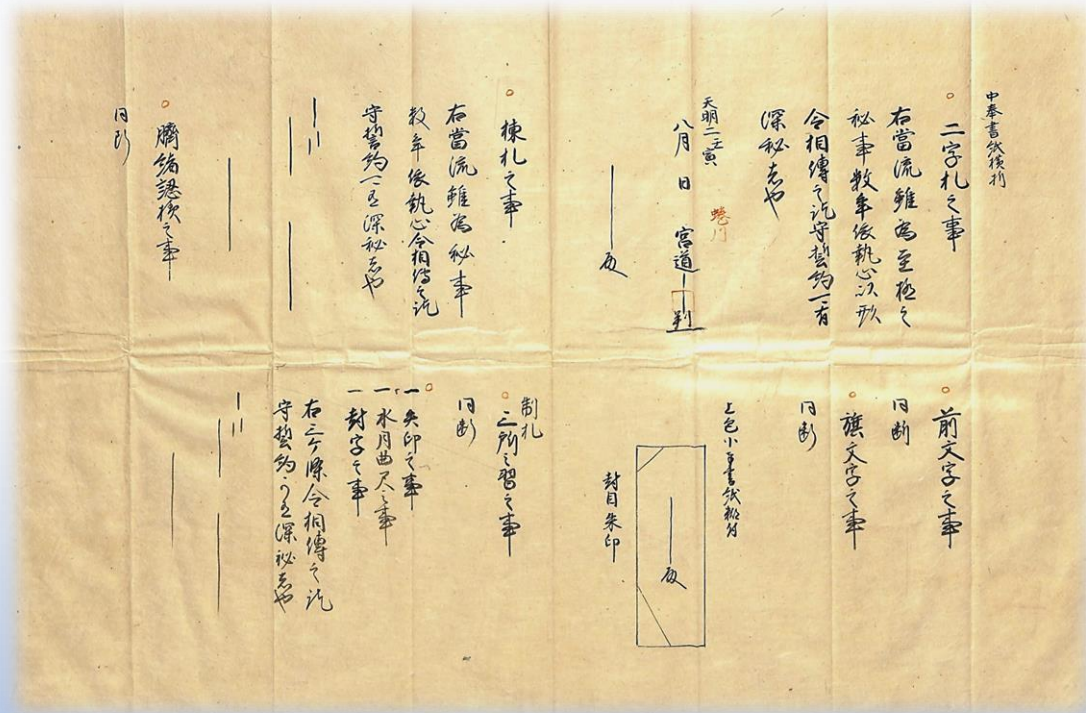


幕府右筆と書札礼の相伝

— 蜷川家文書と系譜書を素材に —



太田 尚宏



江戸幕府公用文書の書流と書法

和様の代表的な書流

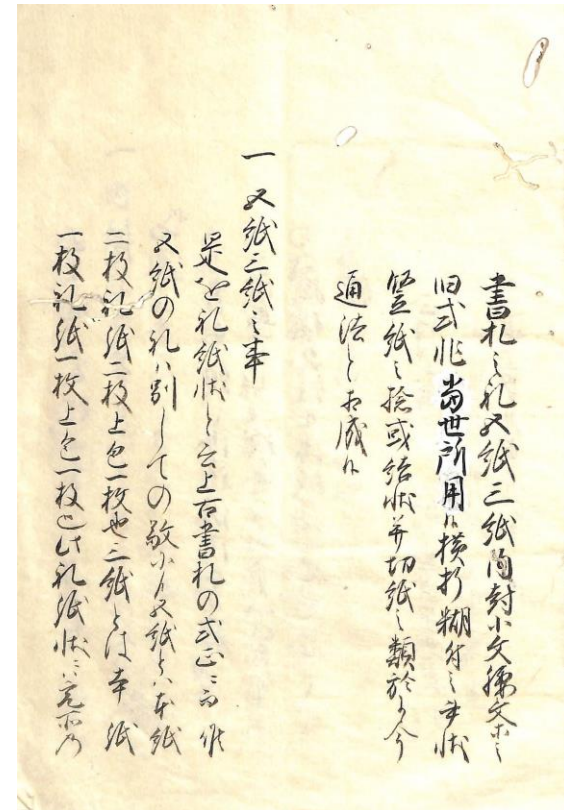
書流	開祖	時期
世尊寺流	藤原行成	平安中期～室町中期
法性院流	藤原忠通	平安後期～鎌倉中期
定家様（定家流）	藤原定家	鎌倉
宸翰様（伏見院流）	伏見天皇	鎌倉
青蓮院流（御家流）	尊円法親王	南北朝～江戸

→ 江戸幕府は公用書体に御家流を採用 = 急速に普及

書札礼（書札法式・書礼法式）

書簡を出すときの差出者と宛所の書き方などの書式や文面、字配り、文字の崩し方（くずし字）、料紙の種類や折り方、礼紙の枚数、封書の方法など文書全般に関わる礼法

→ 江戸幕府は曾我尚祐が創始した「曾我流」を採用



(蜷川家文書 No.7)

幕府の右筆（祐筆）と曾我流

江戸幕府成立の頃

徳川家康・秀忠らは、**曾我尚祐**などの能書家を祐筆として召し抱え、書状などの文書の執筆にあたらせる。

※曾我尚祐＝室町幕府の書札法式を修得し、細川幽斎の推挙により豊臣秀吉・秀忠に仕えた後、徳川家康の祐筆となる。

寛永20年（1643）頃

「**御右筆**」という職制・組織が定着する

「むかしは御右筆、表奥のわかちなく、宿老の衆、事あるときは表の御右筆所といふ所に入来りて、書啓文移なども口づから申されて、右筆の輩書出しけり」（「職員私抄」）

天和元年（1681）

小嶋次左衛門・**蜷川彦左衛門（親熙）**が「奥御右筆」となる（表右筆・奥右筆）

元禄2年（1689）

蜷川彦左衛門（親熙）が初めて「奥御右筆組頭」となる

※その後、右筆（特に**奥右筆**）は、将軍や老中らの機密事項に接することが多いため、文書作成だけでなく次第に秘書官（secretary）的な役割を果たすようになる

青蓮院宮純親王令旨

先年清書及一紙等

其後世悔誤批之

感入の自念の及属第の

承練習在所要也

慶安

卯月廿日

封

蜷川六丞

慶安 5 年 4 月に青蓮院宮高純親王が蜷川六丞（親熙）へ宛てた入門許状（蜷川家文書 No.51）

曾我流書札礼の相伝

年次（西暦）	書札法式	二字札書法
	曾我尚祐	
	曾我古祐	
寛永年中（1624-1644）	久保正元（正之）	
	久保正永（正信）	
天和2年（1682）	〔本家〕 蜷川親熙	
元禄14年（1701）	〔本家〕 蜷川親英	
宝永5年（1708）	（処罰により伝書を収公 = 断絶）	飯島七左衛門・団安左衛門〔形伝授〕 →井出正雅〔本伝〕
正徳4年（1714）	〔分家〕 蜷川親和	
	〔分家〕 蜷川親雄 （宝暦5年：処罰により書法の伝授が分離）	
宝暦6年（1756）	〔本家〕 蜷川親贇	橋本敬周
		橋本敬惟
天明3年（1783）	〔本家〕 蜷川親贇	

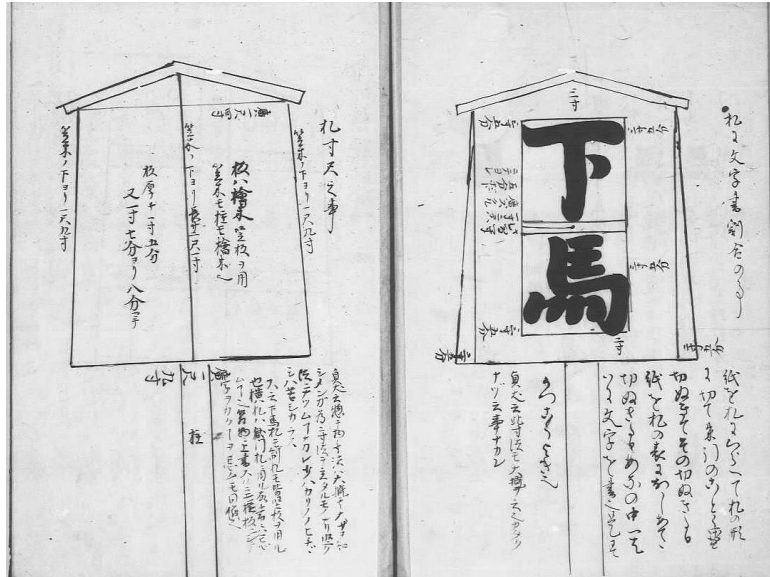
手跡（てあと・しゅせき）

書札法式の相伝に際しては、「座右鈔」や「代始和鈔（公事要略）」などの伝書が譲渡されるとともに、師匠の手跡が渡されたようである



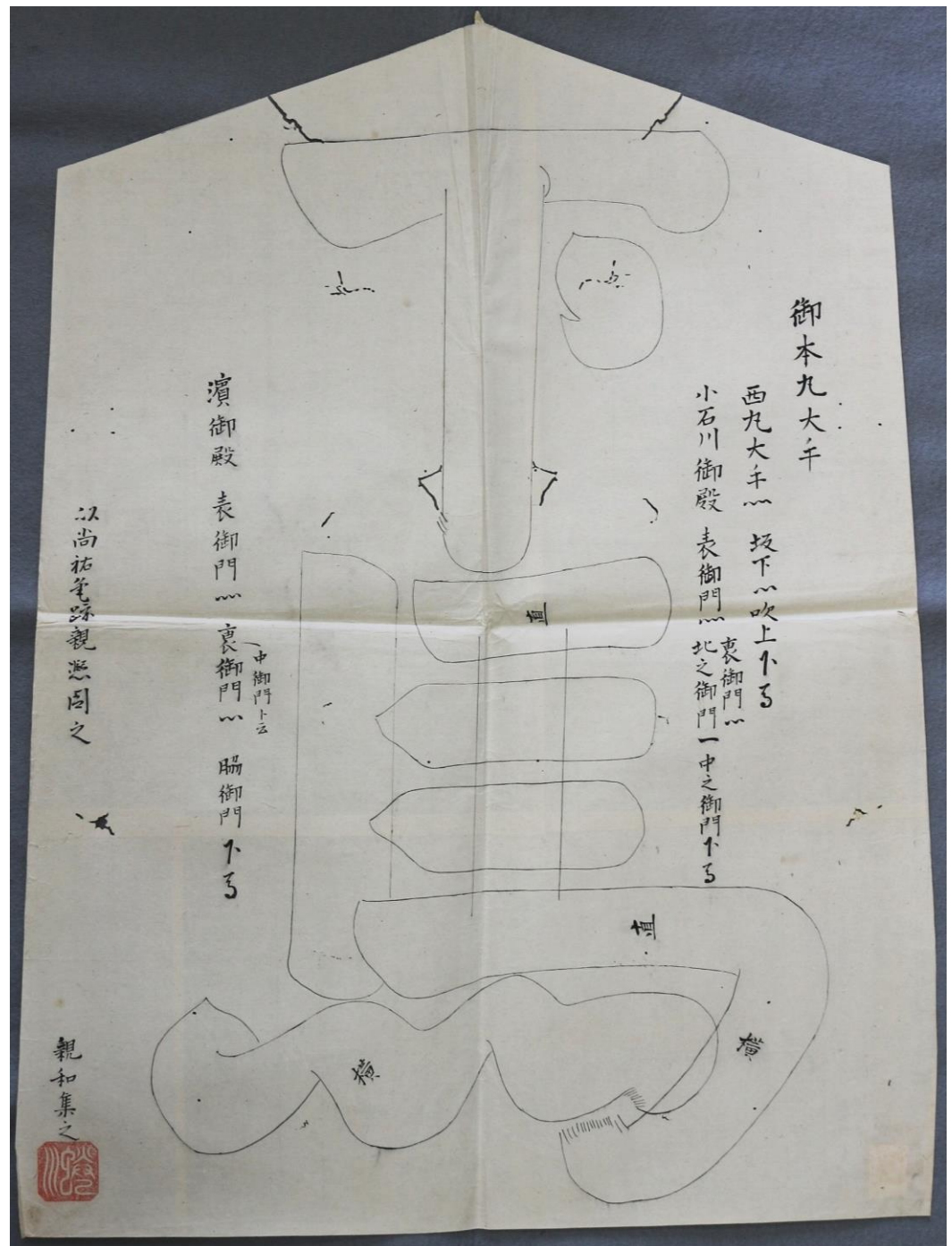
蝮川親熙の師匠である久保吉右衛門正元の手跡を収めた卷子（蝮川家文書 No.33）

二字札（下馬札）



「下馬札書方」（四国大学附属図書館凌霄文庫所蔵）

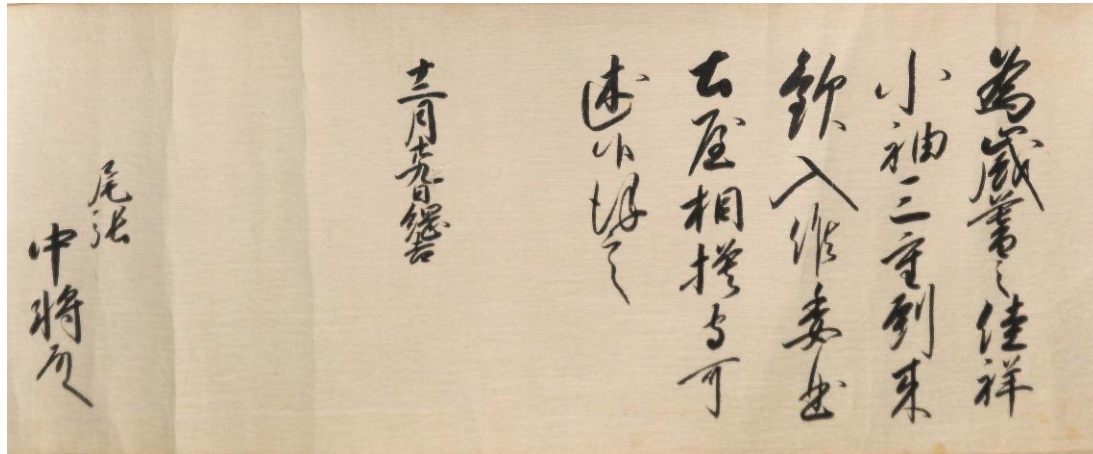
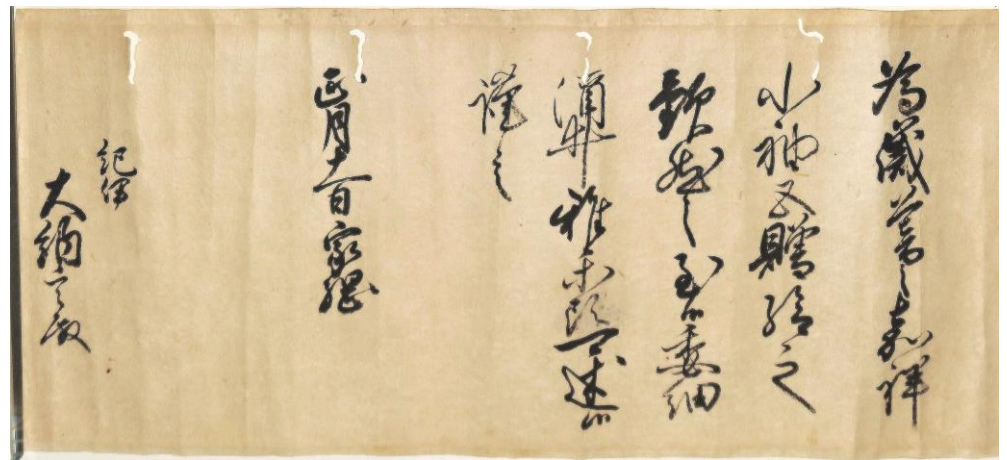
※国文研「国書データベース」より引用



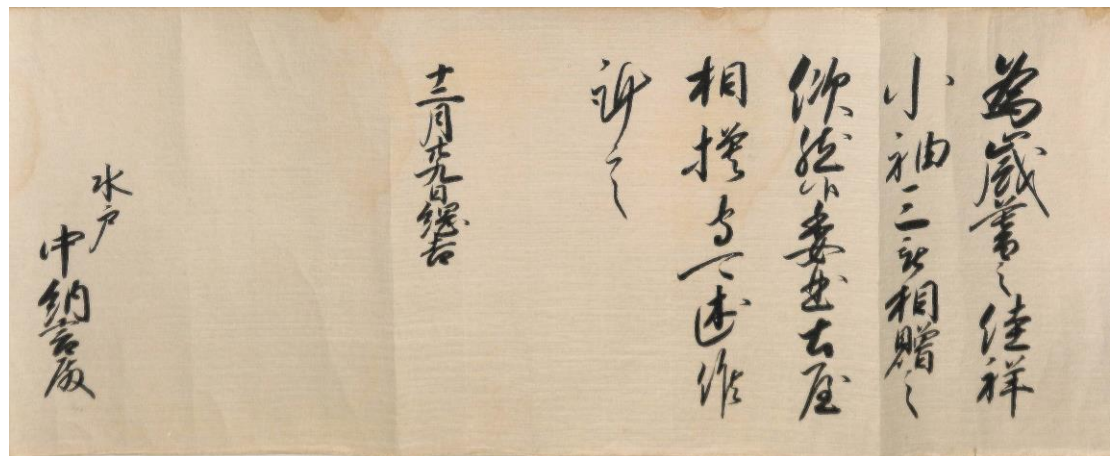
下馬札の文字形（蜷川家文書 No.68-2）

3つの書状を比べる

資料 1
久保正元筆
徳川家綱 → 紀伊大納言



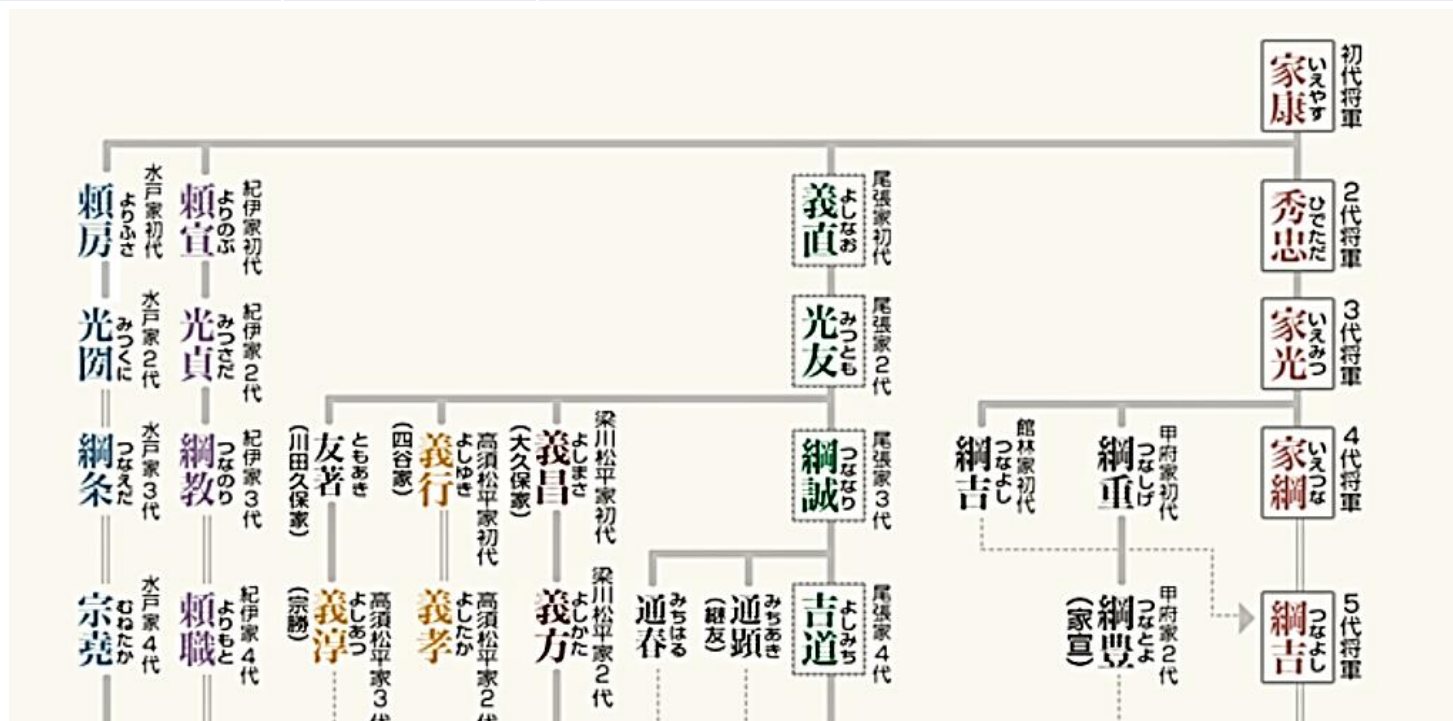
資料 2
蜷川親熙筆
徳川綱吉 → 尾張中将



資料 3
蜷川親熙筆
徳川綱吉 → 水戸中納言

御内書の宛先

宛先の表記	人物	生没・任官
紀伊大納言	徳川頼宣	生没：慶長7年（1602）－寛文11年（1671） 従二位・権大納言：寛永3年（1626）8月任官
尾張中将	徳川綱誠	生没：承応元年（1652）－元禄12年（1699） 従三位・左近衛権中将：寛文3年（1663）12月任官
水戸中納言	徳川光圀	生没：寛永5年（1628）－元禄13年（1700） 従三位・権中納言：元禄3年（1690）10月任官



徳川美術館HP
より引用

位階	官職	該当する者
正一位	太政大臣	
従一位	左大臣	
正二位	右大臣	
従二位	内大臣	大臣以上は将軍のみ
正三位	大納言（ 巫相 ）	御三家・御三卿など一門
従三位	中納言（ 黄門 ）	御三家・御三卿など一門
正四位上		
正四位下	参議（ 宰相 ）	一門以外は前田家
従四位上	中将	島津家・伊達家・井伊家などの国持大名
従四位下	少将・侍従	池田家・黒田家・細川家などの国持大名（少将）、守山松平家・立花家などの準国持大名（侍従） 老中・京都所司代（侍従）
	四品	準国持大名、20年以上在任の大名
正五位		
従五位上		
従五位下	諸大夫	一般の大名 寺社奉行・勘定奉行・町奉行・御作事奉行・御普請奉行・小普請奉行などに就任した旗本